

令和 6 年第 4 回

座間市農業委員会定例総会

日時・令和 6 年 4 月 26 日（金）

午後 4 時 00 分

場所・座間市役所 6 F 全員協議会室

第 4 回座間市農業委員会定例総会議事録

令和 6 年 4 月 26 日、第 4 回座間市農業委員会定例総会を座間市役所全員協議会室へ招集した。

会議に出席した委員

1 森 川 保	8 小 泉 聡
2 草 薙 初 夫	9 鈴 野 伸 吾
3 若 菜 成 之	10 吉 川 浩 正
4 曾 根 将 彦	11 市 川 芳 明
7 吉 川 充	12 山 村 優 子

会議を欠席した委員

5 池 上 元 徳	6 吉 川 稔 恒
-----------	-----------

会議に遅刻した委員

会議を早退した委員

会議に出席した農地利用最適化推進委員

曾 根 覚 、 池 上 光 昭 、 野 島 喜代史

書記は次のとおり

- | | | |
|---|-------|---------|
| 1 | 事務局長 | 田 川 敦 子 |
| 2 | 庶務係長 | 河 野 誠 |
| 3 | 主 事 楠 | 束 田 佑太郎 |

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名について
- 2 諸報告について
- 3 報告第7号 農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について
- 4 報告第8号 農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について
- 5 議案第12号 非農地証明の発行について
- 6 議案第13号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 7 議案第14号 農用地利用集積計画について
- 8 議案第15号 令和7年度県農林業施策並びに予算に関する要望について

その他

午後 4 時00分開会

議長 ただいまの出席委員は10人で、定足数に達しております。

 これより令和 6 年第 4 回座間市農業委員会定例総会を開会いたします。

 それでは、本日の議事に入ります。

 本日の議事日程は、お手元に配布されておりますとおり定めましたので、ご了承願います。

 なお、5 番池上元徳委員、6 番吉川稔恒委員から欠席届が出ておりますので報告いたします。

 日程第 1、議事録署名委員の指名について。

 なお、本日予定されていた署名委員が欠席のため、座間市農業委員会会議規則第18条の規定により、1 番森川保委員、9 番鈴野伸吾委員の両名を指名いたします。

 次に、日程第 2、諸報告について。事務局より報告を求めます。

事務局 それでは、日程第 2、諸報告をさせていただきます。資料をご覧ください。

 まずは、1 の会務報告です。今回は、令和 5 年 3 月 28 日（木）から令和 5 年 4 月 25 日（木）までの概要でございます。

 先月、3 月 28 日（木）、この場所におきまして、令和 6 年第 3 回定例総会を開催いたしました。定例総会では、農地法第 4 条、3 件、6 筆の農地転用届出、農地法第 5 条、2 件、4 筆の市街化区域の農地転用届出について、専決処分の報告をさせていただきました。

 議案としましては、非農地証明の発行について、1 件、1 筆、新規就農申請について、3 件、農用地利用集積計画について、新規が11件、12筆、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、1 件、1 筆の以上 6 議案について、ご審議、ご承認をいただきましたので、事後それぞれ所要の手続をさせていただきました。

 続きまして、4 月 18 日（木）には農振部会と農地部会を開催しました。

 農振部会では、令和 7 年度県農林業施策並びに予算に関する要望及び令和 7 年度県農地等の利用最適化の推進に関する意見についての取りまとめを行いました。

 農地部会では、本日の議案に対し事前協議を行いました。

 続きまして、2 の諸証明ですが、この間の発行件数は合計 4 件でございます。内容は資料記載のとおりで、座間市農業委員会規程第11条の規定により処理いたしました。

 諸報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、事務局より報告がございました。
報告に対し、ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 　　本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第３、報告第７号、農地法第４条の規定に基づく農地転用届出について及び日程第４、報告第８号、農地法第５条の規定に基づく農地転用届出について事務局より報告を求めます。

事務局 　　日程第３、報告第７号、農地法第４条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第４条第１項第７号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第２項第１号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第３項の規定に基づき報告します。

令和６年４月26日、座間市農業委員会事務局長、田川敦子。

続けて、日程第４、報告第８号、農地法第５条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第５条第１項第６号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第２項第１号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第３項の規定に基づき報告します。

令和６年４月26日、座間市農業委員会事務局長、田川敦子。

次第最終ページの総括表をご覧ください。

農地法第４条届出について、地目、田が２筆、地積681㎡、畑が11筆、地積4,464.59㎡。

農地法第５条届出について、地目、田が１筆、地積115㎡、畑が14筆、地積1,397.77㎡。

合計としまして、田が３筆、地積合計796㎡、畑が25筆、地積合計5,862.36㎡で、届出件数が21件でございます。

以上です。

議長 　　ただいま、まとめて報告がございました。
報告に対し、ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 　　本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第5、議案第12号、非農地証明の発行についてを議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局

日程第5、議案第12号、非農地証明の発行について。

農地法上の転用許可制度と不動産登記制度との整合性を図るため、非農地証明の承認を求めます。

令和6年4月26日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

お手元の資料3ページをご覧ください。

まず、申請人でございます。座間市栗原中央3丁目■■■■■にお住まいの、■■■■■さん。

土地の表示は、番号1、栗原中央6丁目■■■■■、地目、畑、地積、166㎡でございます。

この非農地証明につきましては、登記簿上の地目が農地でありながらその現状が農地以外の土地になっているもので、農地に復元することが著しく困難であり、一定の条件を満たしている場合、その土地に対して、非農地証明を発行できることとなっております。

農地法第2条に定める農地には該当しないと認められる土地の取扱いについて、優良農地を確保し、良好な農業環境を保持しようとする農地法上の転用許可制度と不動産登記制度との相互の運用の整合性を確保する趣旨によるものでございます。

案内図につきましては、資料4ページでございます。

こちらは栗原中学校の南側に位置する土地、1筆でございます。

当該地には、昭和46年に貸家住宅が建築され、現在まで建て替えを行うことなく、住宅用地として約52年間使用されております。

長い年月、耕作を行っておらず、畑でなくなっていることの確認は、申請書に添付された、昭和52年当時撮影された航空写真で確認することができます。

申請内容につきましては以上になります。ご審議よろしく願いいたします。

議長

議長

ただいま、議案第12号、非農地証明の発行について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

若菜成之農地部会長より協議概要の報告を求めます。

若菜農地部会長

報告いたします。ちょうど1週間ぐらい前ですか、農地部会で現地を確認しに行っ

てまいりました。要は、55年ぐらい前に畑だったところに住宅を建ててしまったと。
それが現在まで、当然、引き継いでいる。

今回についてはもう55年前のことで、今さら貸家を建てているところを畑に戻すということは絶対に不可能ですので、非農地証明を承認いたします。

議 長 議案第12号の地区担当委員は曾根将彦委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

曾 根 委 員 現地を見てきたのですけれども、現地は昔のいわゆる平家の貸家、昭和46年から建築されているそうです。見た目、15坪ぐらいの建物で、現地には3棟建っていました。そのうち場所的には1.5棟分ということで、貸家の1棟分が、地目が半分に分かれているのですけれども、そういう状況でした。

部会長がおっしゃるとおり、もうあれを畑に戻すというのは、もう絶対に無理な話で、本人的には、いつまでもそのまま畑で置いておいても意味がないというようなことなのでしょうけれども、そういうことで今回、証明書の発行を依頼されたのではないかと思います

全く問題がないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長 農地部会長並びに地区担当委員の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第12号、非農地証明の発行について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第12号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第6、議案第13号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事 務 局 日程第6、議案第13号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和6年4月26日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

資料の 5 ページをご覧ください。

まず申請人でございますが、座間市栗原中央五丁目 [] にお住まいの、 [] さんです。引き続き農業経営を行っている期間は、令和 3 年 4 月 28 日から令和 6 年 4 月 26 日まで。

特例適用農地は、番号 1、東原中央 5 丁目 []、地目、畑、地積、493.66㎡。番号 2、東原中央 5 丁目 []、地目、畑、地積、37㎡、合計 530.66㎡でございます。

[] さんは、平成 11 年に当該農地を相続し、納税猶予を受けられ、今回で 8 回目の申請となります。

場所につきましては、資料の 6 ページ、案内図にございます、国道 246 号線のすぐ北川の市街化区域の畑、2 筆でございます。

納税猶予を受けられた農地は、自宅裏のこの 2 筆の畑で、生産緑地の指定を受け、露地野菜や果樹を栽培しております。

ご本人様は現在 70 歳で自動車修理業を営業され、休みの日を利用しての農業経営を行っております。

農機具につきましては、耕耘機を所有され農業をしております。

内容につきましては以上となります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、議案第 13 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農振部会において協議・検討されております。

若菜成之農地部会長より協議概要の報告を求めます。

若菜農地部会長 お答えします。この [] さんの畑なのですが、ちょうど 3 年前に私は推進委員のときに見ています。そのときの内容と全然変わらないというか、全体的に整理がされていない。土地があって、家があって、家に入ってくるまでの一部がこの土地なのですが、自動車修理をやってられる関係上、家の周りは廃車の車だらけです。家庭菜園程度の農地を耕作されているから、問題はないと思うのですが、該当農地に対しては、問題ないと思うのです。

ただ、これで全く問題はありませんよという言い方ではなくて、もう少し周りを整理してくださいみたいな追加事項というのはできないのでしょうか。こちらから投げかけてしまうのだけれども、農地部会で行かれた方は多分、同じような考え方を持っ

てられたと思うのです。

引き続き、農業経営を行っていることについては、認めます。認めるのですが、やはり、行くまでの間を少し整理をしたほうがいいのではないかと私は思います。

以上です。

議長 今のは、該当農地については問題ないけれども、隣接地が少し荒れているのでというお話でいいのですね。

議案第13号の地区担当委員は曾根将彦委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

曾根委員 部会長が大分苦慮しているような話が出たのですけれども、実際、この畑というか農地にたどり着くまでは迷路のようなところを通って、やっとたどり着いたなみたいな感じのところでした。

今、部会長もおっしゃるように畑の隣は、整備工場をしているということで、日本車から外車から、それからタイヤのホイール、タイヤ、ありとあらゆるものが置いてありまして、人ごとですけれども、気が重くなるような気分で見えてきたのですが。

実際に畑ということで、ウメ、カキ、イチゴ、あとジャガイモも植わっていましたがね。あとフキ。フキというのは出てしまって、そのまま増えてしまったのかなみたいな感じのフキだったのですけれども、そのようなものが植わっていました。

隣がかなり荒れているということなのですが、農地的には、管理機で耕運されていたということです。今までいろいろな畑を見に行ったのですが、正直、一番ひどい畑だなというのは感じました。

部会長もおっしゃっているように8回目の申請ですので、今後、何かの折には、もう少しきれいにしてもらうような形でお願いをするか、あとは、少し気がついたのですが、どなたかもおっしゃっていたのですが、車が大分置いてあったので、ガソリンなどが残っているのではないかと思ったので。あれが火災になったら大変なことではないかというようなイメージがありますので、いろいろあると、消防の人にも多少、見てもらったほうがいいのかなと個人的には少し思ったので、その辺も、もしご検討していただければ。周りがほとんど住宅地なので、火災を起こすと大変なことになってしまうのではないかというイメージの場所でした。

ということで、承認は仕方がないかなとは思いますが。

以上です。

議長 農地部会長並びに地区担当委員の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ございませんか。

今、若菜部会長、曽根委員が話をしたということが一つの意見として、このような意見も出たということでお伝えすることはできるのかと思います。

ほかにごございませんか。

鈴野委員 これは何か今回、認められましたというような文書は何か出るのですか。

議長 出ます。その間、何かおかしくなれば、またそこはそこで話をさせていただくと思いますけれども。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第13号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第13号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第7号、議案第14号、農用地利用集積計画についてを議題といたします。

なお、本案につきましては、議席番号 [] 委員は当事者でございます。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限がございます。しばらくの間、退席をお願いいたします。

([] 委員 退室)

議長 それでは、事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第7、議案第14号、農用地利用集積計画について。

旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、農用地利用集積計画について承認を求めます。

令和6年4月26日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

資料7ページをご覧ください。

まず、通番1から通番3までの農用地利用集積計画につきましては、農地中間管理事業を利用した貸し借りとなります。

次に、通番4及び通番5の利用集積計画は、旧農業経営基盤強化促進法に基づき、

座間市において基本的構想を定め、農作業や農地の管理を任せたい農地所有者と農地を借りて経営規模を拡大したい希望を持つ農業者との間に市が入り、農地の貸し借り等を農地法によらずに行うものです。

対象農地は、通番 1 から通番 5 までの田、合計 5 筆で、全て新規分の利用集積計画となります。

貸手の氏名、住所、所在地、現況地目、地積、利用権の種類、借人の氏名、住所、始期、終期、期間につきましては、資料のとおりとなります。

案内図につきましては、8 ページと 9 ページをご覧ください。

まず 8 ページですが、通番 1 から通番 3 までの案内図になります。こちらは西中学校、西側位置する隣接した田、3 筆になります。

次に、9 ページの通番 4 及び通番 5 につきましては、入谷駅周辺で、入谷駅の東側と西側にそれぞれ位置する田、2 筆になります。

この農用地利用集積計画につきましては、借手側の審査をしていただくものになります。

借人の [] さんですが、令和 2 年 4 月 1 日から座間市の認定農業者となり、市内で大規模に水稻や露地野菜を作付し、農業経営をされております。

次に、[] さんですが、農業委員で、約 9,000㎡の農地にて、水稻や露地野菜の作付をし、農業経営をされております。

今回の農用地利用集積計画では、貸手が 2 人、借人が 2 人、筆数が合計 5 筆、面積が合計 3,287㎡の利用集積計画となりました。

内容につきましては以上となります。ご審議よろしく願いいたします。

議長 ただいま、議案第 14 号、農用地利用集積計画について、提案理由並びに補足説明がございました。

ただいまの説明を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第 14 号、農用地利用集積計画について、「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第14号は原案のとおり承認することに決しました。
それでは、委員の入室を許可します。事務局で案内をお願いします。

(委員 入室)

議長 委員にお伝えします。ただいま、議案第14号、農用地利用集積計画についてにつきましては、全員の賛成で承認いたしましたので、申し伝えます。

次に、日程第8、議案15号、令和7年度県農林業施策並びに予算に関する要望についてを議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第8、議案第15号、令和7年度県農林業施策並びに予算に関する要望について。
農林水産大臣及び神奈川県知事に対し、令和7年度県農林業施策並びに予算に関する要望を別紙のとおり提出したいので、審議願いたく提案します。

令和6年4月26日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

この要望につきましては、令和6年2月19日に第1回目、4月18日に第2回目の農振部会を開催し、審議していただきまして、要望案を作成いたしました。

本日の総会で承認されますと、今後、神奈川県農業会議に提出いたします。農業会議では、各市の農業委員から提出された要望を整理、集約し、6月に開催予定の常設審議委員会での審議を経て、7月に県知事に提出される予定となっております。

それでは、内容について読み上げさせていただきます。

別紙の令和7年度県農林業施策並びに予算に関する要望（案）の1ページをお開きください。

番号1、基本農政の確立・推進について。

項目（1）都市農業の推進。

意見・要望事項。①都市農業の振興を図るための「都市農業振興基本法」の制定に伴い、「かながわ農業活性化指針」が策定されたことから都市農業の実情を踏まえた施策を講じられたい。

理由。市街化区域の農地は、固定資産税の負担や農業施策が限定的である。指針をもとに都市農業の振興策を示す必要がある。

備考欄です。こちらは継続要望となります。

続いて、（2）地産地消と食農教育の推進。

①教育現場や家庭において食育の推進を図り、農作物の生産過程が体験できる実習

の取組みへの強化・充実を支援すること。

本市では、一部の農業者の協力により農作業体験の実習を実施しているが限定的である。食育や農作業体験の実習を含めた食農教育をより一層充実し、食べ物や農業の大切さを理解してもらうことが重要である。

継続（一部修正）になります。

②学校給食で使用する食材の地産地消を推進する施策を講じること。

地場産物の学校給食への活用は、食育や生産者の販路拡大、生産意欲向上に寄与する。

肥料等資材価格が高騰している現在、給食用食材への価格転嫁は困難であることから、学校給食へ出荷する際の販売価格に対する補助等が必要である。

こちらは新設となっております。

（３）食の安全と安心の確保。

①食の安全の確保が強く求められている今日、残留農薬や食品添加物、遺伝子組み換え食品など、あらゆる食品の安全・安心な確保について対策を講じるとともに、国に安全確保のための施策充実を要望すること。

消費者の不安を払拭するため、さまざまな検査体制の強化をはじめ適正な表示方法の確立など、食品の安全確保を進める必要がある。

継続です。

２、農地の保全と有効利用対策について。

（１）優良農地の確保・保全。

①農地中間管理機構事業については、都市農業に適合した具体的なモデル実践事例を示すなど、中間管理機構主導のもと、地域の農業委員会の意見等を聴取しながら、現場の実態に合わせた推進方策を確立すること。

本市では、農地の面的な集約に限りがあるため、地域の農業に見合った農地中間管理事業の活用策を構築する必要がある。

継続。

（２）残土及び事業系ゴミ等の不法投棄、違反転用等の防止。

①残土等の不法投棄や違反転用に対する罰則の強化を国に働きかけること。また、悪質な違反転用事案に対しては、初動対応が最も重要であることから、農業委員会、市、県、警察が協同して現地指導の実施、あるいは工事停止命令が出せるような体制

や仕組みを構築すること。

罰則の強化により未然に防ぐことが重要である。また、違反転用等の事案の是正については、初動における工事停止命令の発動や警察官立会いによる現地指導等厳格な対応が必要である。

継続。

3、担い手・経営対策について。

（１）多様な担い手の育成・確保。

①認定農業者など、意欲的な農業者に一層の支援を図るため、担い手育成支援施策の強化と認定農業者等の組織化や農作業受委託組織の育成を図ること。

認定農業者をはじめとした「地域計画」へ位置づけられた農業者への支援の強化が必要である。また、農作業受委託組織で利用できる農業機械が限定的であるため、様々な農作業の請負等ができるよう農業機械の整備も含めた組織育成支援が必要である。

継続（一部修正）になります。

②高齢者や女性農業者、小規模農家、兼業農家、新規就農者、親元就農者等多様な担い手の取組みに対し、省力技術や機械の導入、基盤整備のより一層の推進を図り、支援の柔軟性も含め強化すること。

農業を開始し、続けるためには、機械化、省力化が求められることから、そのための支援が必要である。

継続（一部修正）となります。

（２）経営改善支援施策の強化。

①農産物直売所の設置は地産地消が一層推進するとともに消費者にとっても魅力のある場所となっている。大型直売所のみならず小規模直売所への補助制度を新設するとともに運営・管理について支援を行うこと。

少量・多品目の農産物の販売ができる直売所の設置は小規模農家等の生産意欲を増幅させ、農地が有効に活用されることとなる。

継続。

②農家の６次産業化を進めるため、小規模農家でも容易に取組めるよう、地域の実情に合った仕組みづくり、体制づくりの支援等を行うこと。

農業所得低迷は、農業者の耕作意欲の低下に直結する。その打開策として６次産業

化は有効な手段であり、小規模農家でも取り組めるよう財政面を含む環境づくりを整える必要がある。

継続。

4、農業委員会活動対策について。

(1) 農業委員会の適正な事務実施のための支援の強化。

①新たな農地政策のもとでの農業委員会の役割に応じた予算が適切に配分されるよう、農業委員会交付金の確保・拡大について国に働きかけること。

農業委員会法の改正等により、農業委員会に期待される役割は増大している。

農業委員会の活動を発揮するためには、財政の維持・確保は重要である。

継続。

②法定化された農業委員会サポートシステムの整備・運用について、円滑かつ十分な対応がなされるよう配慮すること。

農地法改正等により、農地情報を公表するため、農業委員会サポートシステムを導入したが、整備・運用にあたってはシステム改修等の支援が必要である。

継続。

5、鳥獣害対策について。

(1) 鳥獣被害対策。

①県では、アライグマの防除実施計画が策定されているが、カラス、ヒヨドリ、ハクビシン、たぬき等の鳥獣の防除についても財政的な支援と捕獲した鳥獣の処分に対する支援の強化を講じること。

鳥獣による農作物被害は農業者の営農意欲を喪失させるため、鳥獣被害対策の更なる強化が必要である。

継続です。

内容につきましては以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま、議案第15号、令和7年度県農林業施策並びに予算に関する要望について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農振部会において協議・検討されております。

吉川充農振部会長より協議概要の報告をお願いします。

吉川農振部会長 それでは、農振部会として協議・検討いたしましたことに関しまして、報告をいたします。

ただいま事務局から議案について説明がありましたが、農振部会といたしましては、今年2月19日と今月18日に2回、部会を開催し、昨年の要望内容を基に検討し、今、皆様のお手元に配布された令和7年度県農林業施策並びに予算に関する要望（案）を農振部会として作成いたしました。

今回の要望（案）を取りまとめるに当たっては、昨年11月に行われた農業委員会と認定農業者との意見交換会で挙げられました意見を踏まえ、農振部会で内容を検討したものにになります。

要望（案）の要点を挙げますと、現在、学校給食へ地場産の農作物の出荷を行っておりますが、令和5年度から本格的に学校給食へお米の出荷を開始し、地産地消の食育の推進を行っております。

しかしながら、学校給食で求められる販売価格と本来の販売価格では大きな差があり、生産者側の負担とならないよう、この販売価格の差額分や出荷手数料の一部を市の補助で補っている現状であります。肥料等、資材価格が高騰している中、今後も学校給食で使用する食材の地産地消を継続、推進するために、県や国の補助を希望するため、要望を新設することといたしました。

このほかでは、継続的な要望となりますが、農振部会で精査を行い、文言の修正や、より具体的な要望内容へ一部修正を行っております。

要望（案）の内容等につきましては以上になります。よろしくお願いいたします。

議長 ただいまの農振副部会長の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第15号、令和7年度県農林業施策並びに予算に関する要望について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長 挙手全員。よって、議案第15号は原案のとおり承認することに決しました。

以上で、議案審議は全て終了いたしました。

委員の皆様、推進委員の皆様、ここまでで何かございますか。

議長 事務局から何かありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

議 長 以上で、令和 6 年第 4 回市農業委員会定例総会を閉会といたします。

午後 4 時 43 分閉会

以上の顛末をここに記載し、相違ないことを証するために署名します。

議 長 _____

1 番 _____

9 番 _____